

2021年6月30日

報道関係者各位

性的マイノリティに配慮した社内制度を適用

福利厚生において同性パートナーとの関係性を"婚姻相当"とみなす

大東建託株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:小林克満)は、7月より、性的マイノリティに配慮した社内制度の適用を開始します。同性パートナーとの関係性を"婚姻相当"とみなす「ファミリーシップ制度」や、仕事上で本名以外の氏名を使用できる「ビジネスネーム」を導入することで、性自認や性的指向にかかわらず働きやすい環境を整えます。

当社は性的マイノリティへの配慮に段階的に取り組んでおり(下図)、現在は主にSTEP2・3に取り組んでいます。今後も新たな価値を創造し続けられる企業を目指して、今後も社員一人ひとりの個性を尊重し、多様な人材の活躍を促すダイバーシティ経営を推進していきます。

社内だけでなく社外/ 支援の輪を広げる 誰もが当事者である ことを周知 社員が"いきいき"と 働ける環境づくり STEP4 多様な人材を"認める" 事を社内外へ周知 STEP3 社内外のLGBTQを支援 STEP2 LGBTQを正しく周知 ・理解者/支援者を増やす STEP1 ・LGBT関連イベントへ 職場全員が共通の 働く環境を見直す 参加 理解をもつ 差別を禁止 パートナーシップ制度 ・継続的な研修の実施 誰もが安心して の導入 社内イントラネットでの ・企業として宣言 自分らしくいられる •福利厚生制度の見直し 周知 ・相談できる場の確保 社会へ

■ 2021年7月より適用される制度

【ファミリーシップ制度】

同性パートナーとの関係性を"婚姻相当"と認め、そのパートナーの両親や子を含め社内規定上"家族"とみなし、家族向けの福利厚生制度を適用します。

適用制度例:慶弔休暇、育児·介護支援、単身赴任手当 等

【ビジネスネームの利用】

戸籍以外の氏名を使用できます。

【社内ネットワーク】

当事者とALLY(アライ:支援者)による社内ネットワーク『KENTAKU EST』を設立し、性的マイノリティの理解者を社内で増やす取り組みを始めます。

【申請フローの変更】

プライバシーの保護に配慮し、一部の福利厚生制度において、上司を経由せず直接人事へ申請できるようフローを変更します。

■ これまでの取り組み

【大東建託行動規範の改定】

2020年10月、当社社員の行動基準となる行動規範を一部改定。性的指向、性自認に関する 差別的言動を行わないことを明記しました。

【ダイバーシティ研修の実施】

LGBTQへの理解を促すため、2021年6月より、全社員が受講するダイバーシティ研修において、基礎知識や差別的言動への対処方法などを伝えています。同様の研修はグループ会社の大東建託パートナーズ(株)、大東建託リーシング(株)でも実施予定です。

【相談窓口の設置】

働きにくさを感じたり、困っていることがあれば、メールまたは電話で相談できる窓口を社内外 に設置しています。

【ダイバーシティWebサイトの公開】

当社のダイバーシティ&インクルージョン宣言を含む、ダイバーシティに関する当社の姿勢や取り組みを紹介するWebサイトを2020年11月に公開しました。



ダイバーシティWebサイト

https://www.kentaku.co.jp/diversity/